

(別紙1)

令和8年度二地域居住等促進プロモーション委託仕様書

1. 件名

令和8年度二地域居住等促進プロモーション委託

2. 本業務の目的

国全体において人口減少・高齢化が進展し、本市においても生産年齢人口の減少と高齢化の上昇が続くことが予測される中、本市が将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくためには、地域の担い手を確保し活発な地域経済・社会活動を維持する必要がある。特に地域経済の要となる生産年齢人口の急激な減少を和らげるため多角的な方策を講じていく中で、大都市圏からの人の流れを創出することは重要な目標の一つであると言える。

本業務では、二地域居住を検討する県外大都市圏の人材に本市の魅力をアピールし本市での活動や働き方に関わり地域社会との関係性を深める体験プログラムを提供することで関係人口を創出するという目的を達成するため、本市の指定するプログラム企画事業者と密に連携を取り、広く民間事業者等のノウハウや広域的なネットワークを活用した効果的なプロモーション、参加者の募集・受付、及び参加ハードルを下げるための負担軽減策等を一体的に実施できる事業者を公募する。

3. 提案上限額

1,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模(業務量)を示すためのものであることに留意すること。また、見積書を提出する際は、提案上限額を超えてはならない。

4. 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5. ターゲット層及び想定事業規模

ターゲット層 : 首都圏等県外大都市圏のビジネスパーソン、フリーランス、経営者等、自身のビジネススキルと人的ネットワークを活用した地域の活性化に興味を持つ人材

募集プログラム: 別途本市の指定する事業者の企画した、地域社会との連携や交流をテーマとした体験プログラム

実施規模　：二地域居住体験プログラムとして計3回以上（各回8～10名程度、計25名程度を想定）

6. 業務内容

受注者は、本市の地域資源について深く理解し以下の業務を遂行すること。なお、実施にあたっては本市およびプログラム企画事業者と密に連携を図ること。

(1) 二地域居住者のターゲットに合わせたプロモーションの実施

- ・ ターゲット層に効果的にアプローチできる各種メディアや自社の持つ顧客基盤等を活用し、専用ページや特設コンテンツを開設するなどして本市の二地域居住の魅力や体験プログラムの情報を広く発信すること。

(2) 申込者の受付対応等の事務局運営

- ・ 応募者からの申し込み受付、問い合わせ対応、参加者と本市とのマッチング、参加確定者への事前案内等の各種事務局機能を担うこと。
- ・ 募集定員（各回8～10名程度を想定）を上回る申し込みがあった場合は、先着順とせず、応募者の二地域居住や地域活性化に対する意欲の高さ、本市事業との親和性等を基準として選考を行うこと。なお、具体的な選考基準及び選考作業については、本市と協議の上で実施すること。

(3) 二地域居住体験の参加者への負担軽減策の実施

- ・ 本市への訪問・滞在のハードルを下げ多くの参加者を募るため、参加者の交通費・宿泊費等の負担を軽減するなどのサポート策を盛り込むこと。

(4) プログラム運営支援及び効果測定

- ・ 別途本市が委託するプログラム企画事業者と連携し、体験プログラムの円滑な運営や取り組みの発信について支援・協力を行うこと。
- ・ 事後アンケートについては、参加者の負担を考慮しプログラム企画事業者を主体として実施するものとする。本業務の委託事業者は今後の施策やプロモーション効果の測定に資する調査項目（属性や応募目的等）を同事業者へ提供し、アンケート実施後に共有される回答データを収集・分析すること。

7. 業務達成目標（KPI）

本業務においては、以下の指標を業務達成目標（KPI）として設定し、その達成に向けた効果的なプロモーション等を実施すること。

(1) アウトプット指標

- ・ 本事業を紹介・PRするページ／コンテンツのセッション数：2,500回
他事業を含む全体的なリスト・インデックスページ等を除く、本事業についての専用ページ・コンテンツ等への訪問をカウントした回数。

(2) アウトカム指標

- ・ プログラムへの申込者数：25名

プロモーションの最終的な成果として、実際の応募アクションに至った人数。

※本目標は事業成果を測る指標であり、未達成をもって直ちに契約不履行とするものではないが、達成に向けた最大限の努力と未達成時の要因分析を求める。

8. 履行場所

古賀市内

9. 費用負担の区分

- ・ 受託者が負担するもの(委託料範囲内): 本事業の紹介ページ/コンテンツ等の制作・運用費、プロモーション支援費、受付事務局運営費、参加者の交通費・宿泊費等のサポート策等提案に基づく企画運営費。
- ・ 参加者が負担するもの: 古賀市までの旅費・交通費、現地での宿泊費及び個人的な飲食費等は受益者負担とする。

※参加者の経済的自立性と意欲を確認するため、上記の費用負担区分を前提とした実施運営とする。ただし、本業務の委託事業者及び本業務について連携するプログラム企画事業者による、当該業務を対象とした割引制度等の適用はこれを妨げない。

10. 成果品

以下の成果品を提出すること。なお、報告書においては事業成果を区分して分析すること。

(1) 事業実施報告書(簡易製本1部、データ)

報告書には、少なくとも以下の事項を記載すること。

- ・ 体験プログラム参加者に対しプログラム企画事業者と連携の上実施したアンケートの結果と、その分析
- ・ KPIの達成状況含む業務の成果評価及び、今後の古賀市における展開についての提案

※提出された成果品は、市が著作権を持つものとし、市が自由に加工し、コピーし、ホームページの作成、製本及び増刷等を行い、公表できるものとする。

(2) 記録写真・広報素材データ(事業者が制作したプロモーション関連の素材等)

11. 納入場所

古賀市総務部経営戦略課

12. その他注意事項

- (1) 本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、速やかに市と受託者が協議し、受託者は市の指示に従い、業務を遂行しなければならない。

- (2) 市が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に関する検討範囲であっても、市に許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。
- (3) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。
- (4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は、受託者の負担とする。
- (5) 受託者は、本業務の全てを第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。
- (6) 本業務の実施にあたっては、本仕様書に基づくほか、その他関係法令及び諸法規等に準拠して行うものとする。

13. 担当部署

古賀市総務部経営戦略課経営戦略係 渡邊・中田

〒811-3192 古賀市駅東1丁目1番1号

電話：092-405-0111／FAX：092-942-3758

E-mail：k-senryaku@city.koga.fukuoka.jp